

各県立学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長

台風期の風水害発生時等における災害対策について（依頼）

各学校においては、令和元年に千葉県を直撃した度重なる台風や大雨の発生時の教訓を踏まえ、自然災害時に備えた学校体制づくりに御尽力いただいているところですが、これから台風期を迎え、気候変動等による水害の発生、土砂災害等の頻発化、激甚化が未だ懸念されるところです。

ついては、下記について、改めて貴校教職員に周知するとともに、風水害発生時等において、児童生徒等の安全確保を徹底するための災害対策を確実に講じるようお願いします。

記

- 1 令和元年10月31日付け教安第869号  
「風水害発生時等における児童生徒の安全確保の徹底について（依頼）」※別添参考
- 2 「学校施設の被害・土砂災害対策事例集」（令和3年6月 文部科学省）
- 3 学校安全の手引（令和2年3月 千葉県教育委員会）
  - ◆第7節 災害発生時の対応 P185、P186
    - 1 緊急連絡体制の整備、2 緊急対応体制の整備、3 避難が必要な場合
    - 5 風水害に対する危機管理 P190～P193
  - ◆第8節 被害を最小限にするための主な留意点と再発防止 P196～P198
    - 1 安否確認の留意点、2 児童生徒等の引渡しと待機
    - 3 事故等発生後における教育活動の継続・再開に向けた取組
    - 4 避難所としての学校の対応
  - ◆ワークシート（小学校）：安全に登下校するために[気象災害編] P133
  - ◆ワークシート（中学校・高校）：安全に通学するために～集中豪雨の危険～ P137
- 4 災害時における実働計画（実働マニュアル）（令和5年4月 千葉県教育庁）
- 5 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン  
（令和3年6月 文部科学省）
- 6 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き  
（令和4年3月 国土交通省）

※浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地している要配慮者利用施設（学校等）のうち、市町村の地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設（学校等）は、避難確保計画の作成や同計画に基づいた避難訓練の実施が義務付けられています。

担 当 教育振興部児童生徒安全課 安全班 指導主事 原田 幹士 電 話 043（223）4091
---

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長  
(公印省略)

台風期の風水害発生時等における災害対策について (依頼)

日頃から防災教育の充実に御尽力いただき、御礼申し上げます。

各学校等におかれましては、令和元年に千葉県を直撃した度重なる台風や大雨の発生時の教訓を踏まえ、自然災害時に備えた学校体制づくりに御尽力いただいているところですが、これから台風期を迎え、気候変動等による水害の発生、土砂災害等の頻発化、激甚化が未だ懸念されるところです。

つきましては、下記について、改めて貴管下の学校等に御周知いただくとともに、各学校等が風水害発生時等において、幼児児童生徒等の安全確保を徹底するための災害対策を確実に講じられるよう御指導いただきますようお願いいたします。

記

- 1 令和元年10月31日付け教安第869号  
「風水害発生時等における児童生徒等の安全確保の徹底について (依頼)」※別添参考
- 2 「学校施設の water・土砂災害対策事例集」(令和3年6月 文部科学省)
- 3 学校安全の手引(令和2年3月 千葉県教育委員会)
  - ◆第7節 災害発生時の対応 P185、P186
    - 1 緊急連絡体制の整備、2 緊急対応体制の整備、3 避難が必要な場合
    - 5 風水害に対する危機管理 P190～P193
  - ◆第8節 被害を最小限にするための主な留意点と再発防止 P196～P198
    - 1 安否確認の留意点、2 児童生徒等の引渡しと待機
    - 3 事故等発生後における教育活動の継続・再開に向けた取組
    - 4 避難所としての学校の対応
  - ◆ワークシート(小学校):安全に登下校するために[気象災害編] P133
  - ◆ワークシート(中学校・高校):安全に通学するために～集中豪雨の危険～ P137
- 4 災害時における実働計画(実働マニュアル)(令和5年4月 千葉県教育庁)
- 5 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン  
(令和3年6月 文部科学省)
- 6 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き  
(令和4年3月 国土交通省)

※浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地している要配慮者利用施設(学校等)のうち、市町村の地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設(学校等)は、避難確保計画の作成や同計画に基づいた避難訓練の実施が義務付けられています。

担 当

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課  
安全班 指導主事 原田 幹士  
電 話 043(223)4091